

入院時食事療養費（Ⅰ）【一般病棟】

当院は、健康保険法第63条第2項第2号イおよび高齢者の医療の確保に関する法律第64条第2項第2号イに掲げる療養（入院時食事療養（Ⅰ））の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時（夕食については18時以降）、適温で提供しています。

食事の提供時間について

朝：7：30 昼：12：00 夕：18：00

食事に係る標準負担額 （1食あたり）

一 般：	$\left\{ \begin{array}{l} 510\text{円} \\ 300\text{円} \end{array} \right.$	（指定難病患者、小児特定疾病児童など）
低所得Ⅱ：	240円	（過去1年間の入院期間が90日超は、190円）
低所得Ⅰ：	110円	

2025年4月1日